

平成30年度

第1回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成30年6月12日(火) 10:30~12:00

場所 北海道庁赤れんが庁舎 2階1号会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について
- イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
- ウ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況について
- エ 男女間における暴力に関する調査報告について

(2) 諮 問

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の策定について

(3) 審議事項

専門部会の設置について

(4) その他

3 閉 会

1. 開 会

○**廣畑女性支援室長** それでは、お時間になりましたので、開始させていただきます。

本日は、お忙しい中、そして、悪天候の中をご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから、平成30年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の堀本からご挨拶を申し上げます。

○**堀本くらし安全局長** 皆様、おはようございます。

北海道環境生活部くらし安全局長の堀本でございます。

今年度の第1回目となります北海道男女平等参画審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、お足元の悪い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから、それぞれのお立場で男女平等参画の推進につきましてご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会といたしましては、お配りした次第でございますとおり、4件の報告事項のほか、このたび改定を予定しております「第4次北海道配偶者暴力及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の策定にかかわりましての諮問を予定してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、少子・高齢化や人口減少が急速に進む中、活力ある地域づくりを推進していくためには、女性の活躍が極めて重要であるとの考えのもとで、平成28年4月には国におきまして女性活躍推進法が完全施行されるなど、男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進の大きな節目となる動きがございまして、女性活躍に向けたさまざまな取り組みが着実に広がりを見せてきているところでございます。

道におきましても、今年3月に本審議会のご意見をいただきながら、「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定したところでございまして、今後、この計画に基づき、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、また、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現を目指しまして、さまざまな取り組みを進めることとしてございます。

本年は、本道が北海道と命名されてから150年という節目の年に当たります。この先の50年、また、100年先に向け、地域がそれぞれ発展していくためには、男女を問わず、全ての方々が互いに力を合わせ、さまざまな課題の解決に向けて行動していくことが求められていると感じているところでございます。

皆様におかれましては、本道における男女平等参画社会や女性の活躍のさらなる推進に向けまして、専門的なお立場から、ご助言や忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**廣畑女性支援室長** 議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告いたします。

本日は、お一人が少々遅れて到着いたしますが、委員15名のうち、12名が出席しております。

「北海道男女平等参画推進条例」第28条第2項に定める「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことはできない」という要件を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、審議会委員につきましては、お一人の変更がございます。

函館市の根本委員が人事異動のため委員を退任されました。

後任としまして、本日はご欠席ですが、同じく函館市の横田様にご就任いただいております。

また、本日は、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置している「北海道男女平等参画推進連絡会議」の担当職員も出席しております。

続いて、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

○**事務局** 事務局を担当しております柏木と申します。よろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様のお手元に配付しております資料のご説明をしたいと思います。

まず、本日の出席者名簿と配席図がついているものをお配りしております。

申し訳ございませんが、山崎委員のご所属を「札幌市シェルターネットワーク」と記載させていただいているのですが、「北海道シェルターネットワーク」の記載誤りでしたので、お詫びして、訂正させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、式次第と資料1から4までを事前にお送りさせていただいております。また、こちらは式次第に書いてございませんが、当日配付としまして、資料2-1と2-2の補足資料を1部お配りさせていただいております。そして、資料5、資料6、また、参考資料ということで、現行の「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の概要版と冊子をお配りしております。

以上が委員の皆様にお配りしているものでございます。

そのほかの皆様につきましては、資料一式をお配りさせていただいております。

不足されているものはございませんか。

もし何かございましたら、後からでもおっしゃっていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○**廣畑女性支援室長** それでは、ここからの進行は、広瀬会長にお願いいたします。

2. 議 事

○**広瀬会長** 皆様、おはようございます。

きょうは、お集まりいただき、どうもありがとうございます。

それでは、早速、議題に入ります。

まず、議題(1)の報告事項に入ります。

「第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について」ということで、第3次計画については、知事からの諮問を受けまして、平成28年度から29年度にかけて、この審議会で検討を行ったところです。その後、パブリックコメントなどの手続を経まして、本年3月に計画が策定されております。

計画の概要について、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、計画の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、1-1の北海道男女平等参画基本計画の概要と、資料番号を振ってございせんが、「第3次北海道男女平等参画基本計画」の概要版というパンフレットをお配りさせていただいております。

説明につきましては、資料1-1でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、「第3次北海道男女平等参画基本計画」についてですが、道におきましては、平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定しておりまして、それに基づきまして、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道男女平等参画基本計画」を策定しております。この計画に基づいて、女性も男性もそれぞれの個性と能力を發揮しまして、互いに支え合い、責任を担っていく男女平等参画社会の実現に取り組んでいるところでございます。

平成20年に第2次計画を策定しておりましたけれども、この計画期間が昨年度の29年度で終了することから、本年3月に「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定したところでございます。

平成28年度、29年度と、この審議会において、計画に盛り込むべき方向性などをご審議いただきましたので、本日は、計画の概要について、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、計画の第1章で計画策定の趣旨をお示ししてございます。

趣旨としましては、少子・高齢化が急速に進みまして、人口減少社会に突入してきた中で、地域社会の活力を維持していくためには、男女平等参画社会の構築が不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっていること。また、「女性活躍推進法」が平成27年に施行されたという背景もございまして、男女の仕事と家庭生活を取り巻く環境が大きく変わってきているという状況がございまして。

また、昨今、ワーク・ライフ・バランスの促進などに係る課題に対する取り組みも求められておりますので、こういったものを計画策定の趣旨に記載しております。

なお、第3次計画の策定に当たりましては、国が先行する形で、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しておりまして、その中で強調されていた視点ということで、これまで道の計画の中には盛り込んでいなかった防災や災害復興における男女平等参画の推進、あるいは、貧困など生活上の困難に直面している方々への支援といった視点を新たに盛り込むとともに、道が平成28年3月に「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」を策定しているのですが、今回はその計画と、この「男女平等参画基本計画」を一体的に策定してございます。

次に、計画の位置づけとしましては、国の「男女共同参画社会基本法」や道の「北海道男女平等参画推進条例」に基づく計画であるとともに、「女性活躍推進法」に基づく推進計画、あるいは、「北海道総合計画」の特定分野別計画、そして、最近注目をされておりますが、SDGsと言われている国連において採択されました持続可能な開発目標の達成に資する基本計画、こういったさまざまな位置づけもあわせ持つ計画として策定しております。

計画の期間につきましては、平成30年度からおおむね10年間と定めておりまして、この間の社会情勢等の変化などを踏まえまして、必要に応じて見直しを検討することとしています。

次に、計画の第2章につきましては、男女平等参画の実現に向けた課題をお示ししております。

大きくは、男女平等参画に関する意識の向上、女性が活躍できる環境づくり、そして、安心して暮らせる社会の実現、の3点を課題として掲げております。

次の第3章におきましては、基本理念として、男女の人権の尊重、男女平等参画の推進への配慮、政策・方針決定における男女の平等参画、あらゆる分野における活動の両立、国際社会の動向を踏まえた取組という5点と、さらに、本計画において強調する視点として、意識変革の推進、さまざまな分野における女性の活躍の促進、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進、という3点を定めております。

さらに、こういったものを踏まえまして、基本目標を3点掲げてございます。

目標Ⅰとしまして、男女平等参画の実現に向けた意識の変革、Ⅱとしまして、男女がともに活躍できる環境づくり、Ⅲとしまして、安心して暮らせる社会の実現、そして、この目標ごとにどのような施策を推進していくかという基本方向を定める構成にしております。

また、この後、計画推進の成果を検証していくため、例えば、道の本庁課長級以上の女性職員の割合や、本道における若い女性の就業率といった目標値を、25の指標項目という形で設定しております。そして、毎年度、この指標項目の達成状況を道で確認しながら、計画の推進状況も見ていくという内容にしております。

次の第4章につきましては、計画の内容ということで、それぞれの施策の方向性に沿って、道庁の各部であったり、道教委であったり、道の警察本部であったり、そういったところで行う具体的な取り組みをそれぞれ明らかにご説明する形にしております。

なお、目標Ⅱの「男女がともに活躍できる環境づくり」の基本方向の1から3につきましては、この計画自体が平成27年度に策定した「女性活躍推進計画」と一体的に作成したということもございまして、「女性活躍推進法」に基づく推進計画として位置づけているという内容になっております。

また、目標Ⅱですが、「基本方向1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進」の中の(1)と(2)の施策の方向と、「基本方向4 地域社会における男女平等参画の促進」の中の「(2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進」につきましては、今回の第3次計画で新たに盛り込んだ事項となっております。

以上の部分が第4章の計画の内容となっております。第5章では、計画の総合的な推進ということで、道における推進体制、国との連携等を示しまして、計画を総合的に推進していくための5点の取り組みを記載させていただいております。

以上が計画の概要となります。

また、計画の体制図をお示ししてご紹介しているものが概要版のパンフレットになりますので、こちらもおあわせでご参照いただければと思います。

昨年度、一昨年度と、審議会でもご審議いただきながら、おかげさまでこのような計画を策定することができたところでございますが、各種の施策の推進を進めていくに当たりましては、道だけがいろいろな施策を打ち出して取り組めばよいというものでは決してないと思っております。各市町村であったり、道民の皆様であったり、あるいは、関係団体といった方々に、それぞれのお立場で主体的に役割を果たしていただくことが重要であり、不可欠なことであると考えてございます。

道といたしましては、市町村や関係団体の皆様と連携を図らせていただきながら、男女平等参画を北海道で着実に推進していくために、この計画に基づきましてさらなる取り組みを進めてまいり所存ではございますが、委員の皆様にも、引き続き、忌憚のないご意見とご理解、ご協力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、ご質問などがございましたらご発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ご質問がなければ、次の報告に参りたいと思います。

続きまして、報告事項の「イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申し出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 4月から道民等からの申し出の担当をしております北山と申します。

私からは、北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申し出について、ご説明させていただきます。

まず初めに、お配りさせていただきました補足資料をご覧ください。

条例第18条の知事への申し出と第20条の苦情処理委員への申し出について、違いがわかりづらいことから、先に補足説明をさせていただきます。

資料は、第18条と第20条の申し出に関する条文、申し出の対象事項、申し出の方法、また処分方法を区分して比較しております。

条文については、引用して記載しております。

申し出の対象事項の欄では、男女共同を阻害すると認められているものについて、どちらにも申し出ができることとなっており、具体例としては、性別を理由とした差別的な取り扱いや、セクハラ、DVなど、男女の人権の尊重のかかわるあらゆる暴力的行為など、男女平等参画の推進を妨げる要因となるようなものが申し出の対象となっております。

なお、第20条の苦情処理委員に対する申し出につきましては、知事に対する申し出とは独立したものでございまして、第三者機関として、道民や事業者などから直接申し出を受けることとされております。

このほか、第18条の知事への申し出は、男女平等参画に係る道の施策への要望や、法制度の改善要望、女性の登用に関する意見などを対象としており、一方、第20条の苦情処理委員への申し出につきましては、男女平等参画に係る道の施策についての苦情も対象としております。

次に、申し出方法についてでございますが、知事への申し出では、方法のいかんを問わず、匿名や電話でも差し支えないものとされております。

それに対し、苦情処理委員への申し出は、書面により、氏名や申し出の理由などを明らかにした上で、申し出を受けることとしております。

こういった申し出に対する処理の方法について、知事への申し出については、道はみずから措置を講ずるほか、例えば、専門の相談機関や調停制度の窓口といった適切な対応機関を紹介するなど、関係機関と連携して措置を講ずることとしております。

それに対し、苦情処理委員制度につきましては、対応機関の紹介などを行うだけでなく、男女平等参画に専門的な知識を有する委員が、申し出者に対し、直接助言を行うことができるほか、道の施策に対する苦情に関しましては、道の関係機関に対し、意見を述べることができるとされており、道の機関は主体的な改善に努めることとされております。

なお、2ページ目に、それぞれの申し出について、これまでの処理案件を参考にしまして、一般論として比較しやすいものを例示させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、資料2-1をご覧ください。

これは、条例第18条の知事への申し出と第20条の苦情処理委員への申し出についての統計データでございます。

条例第18条に基づく知事への申し出は、平成29年度中に北海道環境生活部道民生活課及び全道14振興局の環境生活課において受けた件数は747件と、前年度に比べて66件増加しております。

次のページをごらんください。

1の申出内容別受付件数につきましては、Aの「男女平等参画を阻害すると認められるもの」が682件で、全体の約90%となっております。

さらに、2の申出内容コード別受付件数は、3の家庭欄の34番の「夫・パートナーからの暴力」の申し出件数が655件で最も多く、全体の約8割以上を占めており、近年では同程度の80%前後で推移しております。

また、道民等からの申し出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び14振興局で受け付けを開始し、平成14年度からは、配偶者暴力法に基づく配偶者暴力相談支援センターをあわせ持つこととなりました。

積極的にDV相談に対応してきたことなどにより、必然的に夫・パートナーからの申し出件数が多くなっているところでございます。

続きまして、資料2-2の北海道男女平等参画苦情処理委員活動報告書をご覧ください。

「北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱」第10条に基づき、平成29年4月から平成30年3月までの間における活動状況について、知事への報告として、苦情処理委員からの提出があったものでございます。

ページをめくっていただきますと、平成29年度の苦情処理委員の名簿がございます。昨年度に続きまして、大鹿弁護士及び三浦弁護士が再任いたしました。

2ページをご覧ください。

苦情処理委員からの具体的な報告内容となっておりますが、平成29年度については、苦情処理委員への申し出はございませんでした。このことについては、ここにも記載がありますが、制度発足後の時間的な経過とともに、社会における男女平等意識が高まることにより、男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度や仕組みが随時見直されてきているとともに、さまざまな相談に対する窓口が充実してきたことが理由の一つになっているものと考えております。

しかしながら、苦情処理委員のお二方については、道で受け付けた先ほど申し上げた747件の申し出の内容につきまして、毎月、内容を見ていただいております、それぞれ助言等をいただいております。

また、3ページの4のその他では、苦情処理委員による本制度の運用に関する見識が述べられております。

知事への申し出件数は、先ほどご説明したとおり、747件と高い数字で推移してございまして、依然として女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況による女性の能力が十分に発揮されていないこと、また、DVや性犯罪など、女性に対する暴力も依然として深刻であることについてご意見をいただいております。

現在、苦情処理委員への申し出につきましては、インターネット上でも行えることとなっております、氏名

や住所を明らかにする必要があるため、申し出にためらいを感じている方もいるのではないかと想定されておりますが、個人情報については十分注意していることを含めまして、今後とも、この制度の趣旨がより一層理解されますよう、周知に努めてまいりたいと思っております。

なお、4ページ以降に、平成13年度以降の申し出に係る状況等、この制度に関する資料を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

○**水野委員** 今の資料の4ページからですが、平成23年度から29年度までゼロが続いているのを見ますと、実態と合わないのではないかという気がしているのです。特に、最近では、平等参画とかDVの警察対応とかが表に出てきますと、みんながそうだと思うと同時に、表にもっと出てきそうな気がしていて、ゼロという数字が出ていることに不思議な感じがしたのですけれども、どうなのでしょう。

○**広瀬会長** 事務局はいかがでしょうか。

○**事務局** 先ほどの報告の中でも説明させていただいておりますが、確かにもっと苦情があってもおかしくないのではないかという水野委員のご意見はもっともなところなのかなと思いますが、やはり苦情の相談先が複数あります。道の方でも、昨年度の知事へのDV関係の申し出件数は655件でございます。また、相談という意味では、知事への申し出のほかに苦情処理委員制度というものがありますが、道の女性相談援助センター、民間のシェルターのほか、DVにかかわらず、家庭生活全般についての相談を受けている機関などがございます。そういうさまざまな機関に相談があるため、道の苦情処理委員への申し出が少ないと考えております。

ただ、制度があまり知られていないと感じている部分がありますので、これからもさまざまな機会、また、さまざまな媒体を通じて、道の苦情処理委員制度について周知をさせていただきたいと思っております。

○**広瀬会長** 水野委員、いかがでしょうか。

○**水野委員** 民間としてはますます忙しくなるという実感があるのですけれども、民間と道との関連はどうなっているのかなと時々思います。

例えば、民間で受け付けたものを道にどうやって報告しているのかなということも考えることがあります。民間は、被害者をその場で支援するというところで走っているのですけれども、その報告が道にどういふふうになっているのか、ちょっとわからないところがあったのですね。

○**広瀬会長** そのあたりの仕組みはどのようになっているか、事務局のほうでお答えできますでしょうか。

○**事務局** 民間で相談を受けた件数につきましては、この後の報告でも説明させていただきますが、DVに限りましては民間のシェルターが道内に8カ所あって、そちらで受けた相談件数をご報告という形で集約させていただいております。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

ほかにご質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** なければ、次の報告に参りたいと思います。

続きまして、報告事項の「ウ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 女性支援室でDV対策を担当しております松本と申します。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

私からは、配偶者暴力被害に関する北海道の状況ということで、資料3に基づきまして、DVに関する

相談状況、一時保護の状況、DV対策に係る北海道の取り組みの3点につきまして、説明をさせていただきます。

資料の1ページ、2ページにつきましては、私どものホームページでも公表しております。

公表については、内閣府が公表する全国データと連動させております。平成29年度分につきましては、現在、内閣府が集計作業中でありまして、公表されておられませんので、資料は平成28年度までの状況とさせていただきます。

最初に、資料1ページの上段の1の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数をご覧ください。

これは、国、内閣府が取りまとめを行っております配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者本人からの相談件数を掲載しております。

道内には、資料に記載のとおり、道立女性相談援助センターのほか、道庁や各総合振興局、そして札幌市、旭川市、函館市の3市を合わせた20機関の配偶者暴力相談支援センターが、DV防止法に基づく相談等の業務を行っております。

機関別の説明は省略させていただきますが、相談件数の合計で見ますと、幅はございますけれども、平成24年度から28年度までの5年間では年間2,500件前後で増減を繰り返している状況で、中長期的にデータで見ますと高どまりとなっており、おおむね横ばいの傾向という状況で推移しております。

その下に全国の相談件数も掲載しております。全国的には、平成14年の統計開始以来のデータで見ますと、右肩上がりの増加傾向で推移しておりましたが、28年度に初めて減少という状況になっております。

続きまして、資料の下段の2の道内関係機関における相談等件数をご覧ください。

配偶者暴力相談支援センター以外の関係機関、北海道警察本部、婦人相談員を配置して、相談等の業務を行っている道内12市、道内各法務局、民間シェルターにおけるDV相談等の件数を掲載しております。

集計方法に若干違いがありますので、各機関の件数を単純に比較することはできないのですが、機関ごとの推移で見ますと、北海道警察本部を除きまして、若干の増減変動はありますが、おおむね横ばい、もしくは、過去の件数に照らしてみますと、おおむね過去の幅の範囲内で推移しているという状況にあります。

また、北海道警察本部におきましては、この件数には、相談のほか、通報など、認知対応した件数も含まれますが、近年におきましては、凶悪事件に至るケースなど、事案の凶悪化を背景に、警察本部における対策の強化が進められているところであります。その件数は右肩上がりが増加している状況となっております。

これにつきましては、全国の警察における件数についても同じ状況だというふうに聞いております。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

DV被害者の一時保護の人員数と一時保護の日数を掲載しております。

道では、DV防止法に基づきまして、緊急に避難を必要とするDV被害者の方々につきまして、婦人相談所であります道立女性相談援助センターをはじめ、資料に記載しております各民間シェルターや母子生活支援施設、社会福祉施設への業務委託という形態によりまして、被害者の方々の一時保護を実施しております。

これについても機関別の説明は省略させていただきますが、一時保護を行った被害者本人の年間合計数で見ますと、平成26年度に過去最多の年間342名となっております。ですが、翌27年度には減少しまして、28年度は逆に過去最少の246名という状況になっております。

この減少傾向の要因としましては、全国で行われておりますけれども、警察本部で、DVやストーカー被害者の方々の緊急避難における宿泊費を公費で負担するという制度があり、平成27年度から開始しております。この減少の要因の一つに挙げられるのではないかと考えております。

また、資料の中段の同伴児の数ですが、被害者本人の人数に対して、単純平均になっておりますが、1名ないし2名の割合ということで、これにつきましては、統計開始以来、同じような割合になっておりま

す

次に、資料の下段ですが、一時保護日数を掲載しております。

これは、被害者本人の一時保護人員数に一時保護を行った日数を掛け合わせた、いわゆる延べ日数の年間合計を掲載しております。

平成26年度までは、年間5,000日台で若干の増加傾向で推移しておりましたが、先ほど申し上げたとおり、一時保護人員数が27年度から若干の減少傾向にあるということで、これによりまして、28年度は過去最少の日数になっております。

また、資料には記載しておりませんが、1人当たりの一時保護の平均日数、単純に割り返した数字になりますが、近年におきましては、平均でおおむね17日前後の日数という状況になっております。

次に、資料3ページの配偶者暴力に関する北海道の取り組みをご覧ください。

この資料にはDV対策に関する道における主な取り組みを掲載しておりますが、区分ごとに説明を申し上げます。

最初に、相談につきましては、DV法が施行された平成14年度に道立女性相談援助センター、それから、道庁、各振興局を配偶者暴力相談支援センターに指定しまして、現在、計16機関で相談業務などを実施しております。

また、平成27年度からは、道立女性相談援助センターにおける相談時間を平日の夜間と休日にも拡充しております。

また、民間シェルターが行います相談業務につきましては、財政援助という形で、道から人件費などの経費に対して補助金を支出しております。

次の一時保護につきましては、先ほどの説明と重複していますので、省略させていただきます。

次に、自立支援でございますが、道立女性相談援助センターや民間シェルターなどでは、一時保護を行った被害者の方々が一日も早く新たな生活が始められるように、さまざまな自立に向けた活動を行っております。

このうち、民間シェルターが行います活動費用につきましては、相談業務と同様に、道から補助金による財政援助を実施しております。

その次の機関連携についてであります。DV対策を推進する上で、関係機関の連携というのは極めて重要でありますので、道庁と各振興局に関係機関連絡会議という会議を設置しており、この会議などを通じまして関係機関との情報共有を行うなど、相互連携を図っております。

次に、研修でございますが、民間シェルターが所在する地域におきまして、振興局が主催する実践研修会、それから、札幌市内で開催します全道セミナーといったDV対策に係る職務関係者を対象とした研修事業を継続的に実施しております。

次に、普及啓発についてですが、DVに関する相談窓口などを掲載したカードやリーフレットといった啓発資材を作成しており、これを関係機関のほか、他県には例が少ないのですが、北海道と民間企業の包括連携協定に基づきまして、道内のコンビニ全店や大型商業店舗の店頭において、配布を行っております。また、啓発用の小冊子を改訂版ということで平成29年度に増刷しておりまして、今年度も各方面の啓発資材や各所における講座などの資料として活用いただいております。

その他の欄には、男女共同参画施策に関する苦情処理につきまして書いておりますが、この前の議題で報告しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で私からの説明は終了します。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、ご質問がございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 今の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の増減について伺いたいのですけれども、先ほどのご説明で、ほぼ高どまりで推移しているという状況はわかりました。しかし、全国のほうはやや減っていて、北海道で増減がそれほどあるわけではないというのは何か理由があったのでしょうか。

○事務局 全国の件数については、二重線で囲まれている1の一番下の参考ですが、平成27年度と28年度を比較した場合、確かに全国の数字は減っております。ただ、24年度以降を見ていただくとわかるように、全国の数字も右肩上がりが増加傾向にあります。

ちなみに、数字だけを見ると、全国と北海道の増加率は単純に比較できないのですが、全国と北海道の配偶者暴力相談支援センターの相談件数を比較した場合、北海道は全国に比べて若干少ないという傾向がございます。ざっくりしたところですが、全国と北海道を女性人口10万人当たりで単純に比較してみると、平成28年度であれば、北海道が100人ぐらい、全国が百三、四十人ぐらいの数字になると思います。

また、下のほうに道内関係機関における相談件数がございますが、北海道の場合は、一番下の民間シェルターの件数が平成24年度以降も大体5,000件を超えていますので、民間シェルターでの相談件数が多いというのも一つの要因かと思えます。

そして、単純に増加率だけを見た場合、一番上の配偶者暴力相談支援センターは、北海道では確かにとおおむね2,500件で推移していますけれども、道内関係機関の相談件数は、平成24年度が1万1,000件、27年度が一番多くて1万3,000件、28年度は27年度に比べて若干減っております。この二重線のところだけを比較すると、北海道は全国と同じ傾向であるのがご理解いただけると思います。

○佐藤委員 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数が横ばいというのはわかりました。先ほどのご説明の中にもあったと思いますが、北海道の場合、報道などを受けて、支援センターよりも警察本部へ直接相談することが多くなっているのではないかと思います。そこまで顕著ではなくても、件数としては少し増えているということであればそれはそれでいいのですが、もしそういう傾向を見ているということであつたら教えていただきたいということです。

○事務局 警察への相談件数がふえているというのは、北海道に限らず、全国的にも同じような傾向を示しております。

○広瀬会長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○山崎委員 私は、民間シェルターを20年やっていて、日本全国の民間シェルターとも連携していて、各地域でいろいろな調査をしているのですが、都道府県による支援の仕方の格差が非常に大きいと感じています。例えば、DVセンターの電話相談を入札でコールセンターに委託してしまうところもあつたり、支援の手厚さに違いがあつて、支援現場を知っている民間団体がDVセンターを受託しない地域もあります。

そういった意味で、北海道や札幌市に関しては、行政がDV施策に力を入れているというところは非常に大きいと思います。東京都や広島県など全然手厚くないところもあつて、例えば、広島県で被害者が出ると他県にすぐ移すみたいなのも聞いています。そういった意味で、支援の手厚さが数字にも出ていていると感じています。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ご質問がなければ、次に進みたいと思います。

続きまして、報告事項「エ 男女間における暴力に関する調査報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4により、内閣府が平成30年3月に発表しました「男女間における暴力に関する調査報告

書」の概要について説明します。

1ページをご覧ください。

この調査は、内閣府が、国内の男女間における暴力の実態を把握しまして、被害傾向の変化などに適切に対応するため、全国の20歳以上の男女5,000人を対象に行われるアンケート調査でございまして、平成11年度から開始しまして、以降3年ごとに実施しております。

調査の事項につきましては、目次にかかれておるとおり、配偶者からの暴力の被害経験、交際相手からの暴力の被害経験、特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験、無理やりに性交等をされた被害経験です。

今回、回収できた有効回収数は3,376人でございまして、内訳は、女性が1,807人、男性が1,569人です。

調査結果について説明します。

3ページをご覧ください。

配偶者からの暴力の被害経験ですが、これまでに結婚したことがある人の2,485人に、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかについて配偶者から被害を受けたことがあるかどうかを聞いたところ、何度もあった、1、2度あったを合わせた回答が26.2%となっております。約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがあるという状況です。

下段の2ですが、配偶者からの暴力の被害経験を性別に見ますと、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けているという状況でございます。

次に、4ページをご覧ください。

相談経験についてですが、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人の650人に、被害について、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかという問いに対しまして、相談したというのが47.1%、女性は57.6%、男性は26.9%となっております。被害を受けた女性の約6割は相談しておりますが、男性の約7割はどこにも相談していないという状況でございます。

4の被害を受けたときの行動ですが、これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことがある人の650人に、その行為を受けたことによって相手との関係をどうしたかと聞いたところ、相手と別れたというのが10.8%、別れたい(別れよう)と思っただが、別れなかったが36.6%、別れたい(別れよう)とは思わなかったが33.4%となっております。

性別に見ますと、女性は、別れたい(別れよう)と思っただが、別れなかったが44.5%と最も多いのに対しまして、男性は、別れたい(別れよう)とは思わなかったが46.2%と最も多くなっております。被害を受けた女性の約6割が、別れたい(別れよう)と思っており、そのうち約1割は別れているが、男性の約5割は、別れたい(別れよう)とは思わなかったという状況でございます。

5ページをご覧ください。

子供の被害経験の有無についてでございます。

配偶者から被害を受けた被害者のうち、子供がいる被害者590人に、その子供が18歳になるまでの間に心理的・身体的虐待を受けたことがあるかと聞いたところ、被害経験ありという回答が21.4%となっており、被害を受けたことがある家庭の約2割は、子供への被害も見られるという状況になっております。

下段の命の危険を感じた経験についてですが、経験者のうち、その行為によって命の危険を感じたことがあるかを聞いたところ、危険を感じたが10.9%となっております。

性別で見ますと、危険を感じたは、女性が15.0%、男性が3.1%となっております。被害を受けたことがある人の約9人に1人、そのうち女性の約7人に1人は、命の危険を感じた経験があるという状況です。

次に、6ページの交際相手からの暴力の被害経験をご覧ください。

交際相手がい、いるという1,833人に、当時の交際相手から、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、あるいは、性的強要のいずれかの被害を受けたことがあるかと聞いたところ、あったという人が16.7%、女性ですと21.4%、男性ですと11.5%となっておりまして、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人は、交際相手から被害を受けたことがあるという状況でございます。

下段の同居する交際相手からの暴力の被害経験についてですが、交際相手と同居した経験がある人の250人に、その同居の際の被害経験を聞きましたところ、いずれかの被害を受けたことがあったが42.8%、女性が57.4%、男性が27.3%となっておりまして、女性の約6割、男性の約3割は、同居（同棲）期間中に被害を受けたことがあるという状況を示しております。

7ページの上段は、相談経験でございます。

交際相手から何らかの被害を受けたことがある人の306人に、被害の状況について、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかと聞いたところ、相談したというのは55.9%でございまして、女性が61.8%、男性が43.4%となっておりまして、被害を受けた女性の約4割、それから、男性の半数は、どこにも相談していないという状況でございます。

その下は、交際相手から被害を受けたときの行動です。

交際相手から何らかの被害を受けたことがある306人に、その行為を受けたときに相手との関係をどうしたかを聞いたところ、相手と別れたが50.0%、別れたい（別れよう）と思っただが、別れなかったが20.6%、別れたい（別れよう）とは思わなかったが17.3%となっております。

性別で見ますと、女性は、別れたが56.0%と半分を占めており、別れたい（別れよう）と思わなかったという人が14.0%となっている一方で、男性は、別れたい（別れよう）と思っただが、別れなかったが22.2%、別れたい（別れよう）とは思わなかったが24.2%となっておりまして、結果的に別れなかったという人が半数近くを占めている状況でございます。被害を受けた女性の約6割、男性の約4割が、交際相手と別れているという状況でございます。

下段は、命の危険を感じた経験についてです。

被害を受けたことがある306人に、その行為によって命の危険を感じたことがあるかと聞いたところ、命の危険を感じたという人は18.3%であり、女性が21.3%、男性が12.1%となっております。女性の約5人に1人、男性の約8人に1人は、命の危険を感じた経験があるということでございます。

8ページにつきましては、特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験があったかどうかということなのですが、約13人に1人、そのうち、女性の9人に1人は、特定の相手からつきまとい等の被害を受けたことがあるという状況です。

次に、9ページの加害者との関係なのですが、交際相手・元交際相手が約3割、職場・アルバイトの関係者や通っていた（いる）学校、大学の関係者が約2割という状況でございます。

次に、10ページですが、被害にあった人が、誰かに打ち明けたり、相談したかについて、女性の約8割、男性の約6割は、相談している状況となっております。

下段の命の危険を感じた経験につきましては、被害を受けた人の約4人に1人は、命の危険を感じた経験があります。

最後に、11ページが、無理やりに性交等された被害経験でございまして、約20人に1人は被害に遭っている、そのうち女性の13人に1人は無理やり性交等された経験があるという状況でございます。

12ページの加害者との関係なのですが、全く知らない人というのが約1割、女性では、配偶者・元配偶者が約3割、交際相手・元交際相手が約2割という状況となっております。

13ページは、監護者からの被害経験ということで、監護者というのは父母等を指しますが、18歳未満の女性の被害者のうち、約2割が監護者から被害を受けた経験があるということです。

4番目は、無理やりに性交等された経験がある人の164人に、誰かに打ち明けたり相談したかを聞いたところ、被害を受けた女性の約6割、男性の約4割は、どこにも相談していないという状況です。

14ページは、無理やりに性交等された被害の相談先についてですが、約4人に1人は、友人・知人に

相談しているという状況です。

15ページは、無理やりに性交等された被害について、どこにも相談しなかった理由なのですが、女性の半数は、恥ずかしくて誰にも言えなかったから相談しなかったというのが主な理由となっております。

説明は、以上のとおりでございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○**山崎委員** 内閣府の調査の3ページの配偶者からの暴力の被害経験というところで、女性の約3人に1人というのは、実は、前回の調査では4人に1人だったので、それより増えているのです。そして、5ページの命の危険を感じた経験も増えているというデータなのです。これに比較して、これは全国だけれども、この被害経験に関しての比率というのは、多分、北海道でも同じなのではないかと思えます。それにもかかわらず、保護件数が減っているのです。被害は増えているのに保護される件数が減っているということ北海道ではどのように分析されているのか、お聞かせ願えればと思います。

○**広瀬会長** 今の山崎委員の発言の確認ですが、何人に1人が何人に1人にふえていとおっしゃいましたか。

○**山崎委員** 前回の調査では、3ページの配偶者からの暴力の被害経験が4人に1人となっていて、命の危険を感じたのも10人に1人となっていました。若干増えているのです。ですから、当然、保護件数も増えると思っていたのです。

私が民間シェルターをやっていて感じるのは、シェルターを利用されないことや、保護件数が減っている理由は、電話を預けなければいけないとか、いろいろな規制があるからということです。そのほかに、北海道として、減っている要因について何か感じていることがあったら教えていただければと思います。

○**事務局** 今、山崎委員から、内閣府の男女間における暴力に関する調査で、前回より被害経験者の数が増えているというお話がありましたが、確かにそのとおりです。この内閣府の調査は平成14年から3年ごとにやっております。平成14年から23年までの調査の被害経験はどれも4人に1人という数字でして、理由はわかりませんが、前回だけ数字が低かったということはあると思っております。

また、申し訳ないのですが、一時保護の人数が減っている理由は私どもでもわからないという状況でございます。

○**広瀬会長** ほかに何か質問はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは次に、議題(2)の諮問に進ませていただきます。

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画の策定について、知事からこの審議会に対して諮問があるということですので、お受けしたいと思います。

○**堀本くらし安全局長** 北海道男女平等参画審議会会長広瀬玲子様。

北海道知事高橋はるみ。

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の策定について(諮問)。

北海道男女平等参画推進条例(平成13年北海道条例第6号)第24条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1、諮問事項。

「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」に盛り込む基本的な事項について。

2、諮問の趣旨。

「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく法定計画、かつ、北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参

画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に向けた施策の方向を示す計画として策定しています。

本年3月に、第3次北海道男女平等参画基本計画を策定したこと、また、平成26年7月に策定した現行の「第3次配偶者暴力防止基本計画」が平成30年度で計画期間を終了することから、平成30年度中に新たに「第4次配偶者暴力防止基本計画」を策定することとしています。

「第4次配偶者暴力防止基本計画」を策定するに当たり、計画に盛り込む基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○**広瀬会長** ただいま知事から諮問のありました件について、これからこの審議会で審議していくことになります。

今、諮問文が配られております。

まず、計画策定の進め方などに関して、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** ただいま諮問させていただきました「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の策定につきまして、計画策定の進め方やスケジュールなどについて、資料5に基づき説明させていただきます。

まず、1の諮問の趣旨につきましては、諮問文の手交の際に説明がありましたので、割愛させていただきます。

2の現行計画策定の経緯等ですが、現行計画につきましては、(3)にございますように、平成26年1月の国の基本方針の改定等を踏まえて平成26年7月に策定しており、この計画期間が平成26年度から平成30年度までの5年間となっておりますので、今回、新たに平成30年度中に「第4次配偶者暴力防止基本計画」を策定するものでございます。

第3次計画につきましては、お手元に計画の冊子と概要をまとめた資料をお配りしておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

3の計画策定の進め方についてですが、計画の性格につきましては、アとイに記載のとおり、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく法定計画であるとともに、本年3月に策定しました「第3次北海道男女平等参画基本計画」の、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の方向を示す計画にもなります。

新たに策定する第4次計画の計画期間につきましては、平成31年度から平成35年度までの5カ年間とし、法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しをすることとしたいと思っております。

(3)の改定に当たっての基本的な考え方につきましては、アとイに記載のとおり、国の基本方針に即して定めること、第3次計画策定以降の社会情勢の変化、配偶者暴力の状況、道の施策の進捗状況を踏まえて策定するというところでございます。

続きまして、裏面をごらんください。

審議会における進め方でございますが、今回は審議会に専門部会を設置して審議を行っていただきたいと思います。

計画策定のスケジュールでございますが、本日6月12日、審議会に計画の策定について諮問をさせていただきました。7月以降に2回ほど専門部会でご議論をいただき、10月には審議会から答申をいただきたいと考えております。その後、11月頃をめどに、北海道警察や教育庁、庁内関係部とも協議をしながら計画素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施するとともに、道議会や関係団体などのご意見をお伺いし、来年3月には計画を決定したいと考えております。

以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、ご質問はございますか。

○竹内委員 専門部会は7月から9月の期間で開催する予定となっているのですが、何回ぐらいを想定されるのですか。

それから、専門部会で検討した後、この審議会に意見として報告すると思うのですが、それも例えば10月に併せてやるのか、そここのところがわからないので教えていただきたいと思います。

○事務局 専門部会については、7月から9月までの間で2回開催したいと思っております。そして、親会につきましては10月の開催を予定しておりますので、その際に、ご議論いただいた結果について部会から報告をいただきたいと思っております。

○竹内委員 わかりました。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 なければ、次に移らせていただきます。

次に、(3)の審議事項の専門部会の設置についてお諮りいたします。

ただいまの事務局からの説明の中で、「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画」の策定に向けて、専門部会を設置して検討していただきたい旨の説明がございました。

これについて、事務局から追加説明をお願いいたします。

○事務局 資料6をご覧ください。

専門部会設置の理由は、2に記載のとおりでございます。

部会のスケジュール等につきましては、ただいまの竹内委員からのご質問でもお答えしておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

3の専門部会の構成ですが、専門部会は、この委員の中から、法曹、学識者、行政、支援者の各分野及び公募委員の5名により構成していただきたいと考えてございます。

専門部会の部会長及び構成委員につきましては、「北海道男女平等参画推進条例」におきまして、会長が指名することと規定されておりますので、広瀬会長からご指名をお願いしたいと思っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○広瀬会長 今、事務局から専門部会についての説明がございました。

それでは、専門部会委員の指名は会長がすることになっているようなので、私から指名をさせていただきます。

選考に当たりましては、事前に事務局とも相談させていただいておきまして、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスがとれていること、あるいは、開催日程が調整しやすいように道央圏の委員を優先して考えさせていただきました。

それでは、お願いしたい方を指名いたします。

専門部会の委員には、酒井委員、佐藤委員、竹内委員、山崎委員、そして、私、広瀬を指名し、部会長は山崎委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ありがとうございます。

なお、専門部会で行われた審議内容につきましては、後日、この委員会に報告させていただきまして、その上で知事へ答申したいと考えています。

本日用意しました議題は以上ですが、その他ということで、皆様から何かございましたら出していただきたいと思っております。

○佐藤委員 私から皆さんにご紹介したい事案が一つございまして、今、資料をお配りいただいております。

3分ほどお時間をいただけましたらありがたいのですが、よろしいでしょうか。

○広瀬会長 わかりました。

それでは、今、資料が手元に来ておりますので、お願いいたします。

○佐藤委員 実は、私が所属しておりますBPWというところで取り組んでいるイコール・ペイ・デイというものがございます。こちらのご紹介をしたいと思います、本日、資料をお持ちいたしました。

4月15日に道新の特集で一度出していただいたので、お読みになった方もいらっしゃるかもしれませんが、イコール・ペイ・デイというのは、男女の賃金格差を「見える化」するという活動です。あまり耳なれない言葉かと思えますけれども、男女の賃金格差があるというのは、皆さんご存じのことと思いますが、基本的には、男女の格差をなくすという形でいろいろな施策がされてきていますけれども、実態として、男性労働者の1年分の賃金と同じ額を女性労働者がどれだけの期間働けば得られるかということを目指すの事を言います。日本の場合、ちょうど同じ額になる日は、ことしは4月6日でした。つまり、昨年1年間の男性の賃金と同額を得るためには、女性は1年を超えてさらに3カ月と6日間働かなければならないということです。

もともと、イコール・ペイ・デイというのは、日本だけではなくて、世界的にも活動がされているところでして、2008年にドイツでかなり大きく活動が始まりまして、日本では2012年から活動を展開しており、こうした見える化をすることで男女の格差が実際にあることを認識していただけるということで、各地で活動を行っております。

この賃金の格差というのは、資料を見ていただくとおわかりのとおり、日程の差が若干短くなってきている状況ではありますが、実際には何年間も4月を越えている状況です。

男女の賃金格差というのは、いわゆる正規の労働者を一旦比較する形で出していきますので、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による2017年の平均賃金という形で今回は出させていただきます。

チラシの裏側の賃金格差で見ていただきますと、年齢の平均、勤続年数も含め、男性と女性の実際の状況が出ております。

賃金格差の理由はさまざまですが、女性の場合は、ライフサイクルに応じた状況の中でのキャリアの中断であったり、それによる勤続年数の問題であったり、いわゆるガラスの天井と言われる状況であったり、さまざまな理由があつてこうした形ができていく状況にあると考えています。

実は、都道府県別のデータもあるのですが、北海道の場合は、この日程から見るとやや早く、3月28日になります。ただ、都道府県別の状況というのは、単に女性の賃金が高いということよりも、男性が全国に比べて低い場合、あるいは、男女とも賃金が低いという状況がありますので、一概にこれを比較することはできないと言われております。

ちなみに、最も早くイコール・ペイ・デイが来るのは沖縄県で、3月8日です。ですから、今お話ししたとおり、沖縄の状況を考えていくと、両方とも賃金の状況がよいからではないということがわかりいただけるかと思えます。

単なる賃金闘争ということではなく、まずは、これを見える化し、特に男女平等参画審議会の中でもこうした状況をご認識いただければありがたいと思い、今日ご紹介をさせていただきました。

ありがとうございました。

○広瀬会長 佐藤委員、ありがとうございました。

一つ確認ですが、これは、あくまでも正規労働者の賃金から出した数字ですか。

○佐藤委員 そうです。非正規の場合は状況が非常にさまざまで、このようなデータとして出すことができないため、イコール・ペイ・デイの数字は正規という形で出させていただきます。

○広瀬会長 今の佐藤委員のご紹介に関して、この場で聞いておきたいことがございましたら出していただきたいと思えます。

○竹内委員 今の話は、非正規の部分は入っていないということですが、例えば、裏側の男性33万5,500円と出ていまして、平均年齢が43.3歳です。女性の平均年齢も43.3歳の場合の

勤続年数が何年かというのは、レベルを合わせるようなデータはないのでしょうか。素朴な疑問として、こんなに格差があるのかと思っています。同じ正規労働者として、賃金格差が26.65%もあるというのは本当なのか、わからない点が多いので、教えていただければと思います。

○佐藤委員 これは、賃金構造基本統計調査の給与額の推移というところから出している数字です。今、詳しいデータを持ってきていないのですが、こういう見方で計算しているというものがありますので、ご紹介できると思います。

今ありましたように、この違いを見ていただくと、本当なのですかと言われるのですが、実際にこの数字なのです。グラフで見ていただくと、20歳から24歳、つまり初めて就職をしたときの初任給はそんなに違いがないのですが、どんどん格差が開いていくという状況があります。もちろん勤続年数や役職の問題もあるのですが、これが実態なのだというふうにご覧いただければと思います。

○竹内委員 ありがとうございます。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 もしなければ、事務局から何かございますか。

○事務局 次回の審議会につきましては、10月の開催を考えております。

また、専門部会につきましては、7月に1回目の開催をさせていただきたいので、改めまして日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○広瀬会長 予定の議題は以上ですが、時間がまだ少しだけありますし、皆様、久しぶりのお集まりですので、何かご発言がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 では、私から短く一言申し上げます。

実は、今年の3月に私的な旅行で中国の上海を訪れる機会がございました。その日がちょうど3月8日だったのですが、私たち5、6人一同にこの日は何の日か知っていますかと中国の女性に聞かれまして、国際女性デーと答えたのは私一人でした。その女性の方は、中国では、この日は女性は半日だけしか働かなくていいのだと言うのです。ですから、午後は女性だけお休みということでした。うらやましいと思って帰ってきましたけれども、日本の男女平等参画はまだまでございまして、政府の閣僚のはしたない発言を聞いていますと、中枢が一番遅れているのではないかという思いにとらわれております。やはり、足元から少しずつ男女平等参画を進めるように、皆様のご協力もいただきながらこの審議会を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議事は終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。

3. 閉 会

○廣畑女性支援室長 広瀬会長、桑原副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

これもちまして、平成30年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上